

平成25年第2回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成25年3月28日(木) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

議第20号 専決処分について(教職員人事の内申について)

議第21号 専決処分について(職員人事の内申について)

議第22号 見附市嘱託指導主事の委嘱について

議第23号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について

議第24号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の
任命について

議第25号 家庭児童相談員の委嘱について

議第26号 公民館長の任命について

議第27号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について

議第28号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議第29号 見附市養育医療措置費負担金徴収規則の制定について

議第30号 見附市未熟児養育事業実施要綱の制定について

議第31号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部改正に
ついて

議第32号 見附市こどもの医療費助成に関する要領の一部改正について

議第33号 見附市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

議第34号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部改正について

○出席委員(5名)

委 員 長 小 林 弘 武 君

委員 南雲 京子 君
委員 武田 一夫 君
委員 小倉美砂子 君
委員・教育長 神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長 星野 隆 君
学校教育課長 中田 仁司 君
こども課長 土田 浩司 君
まちづくり課長 森沢 亜土 君
教育総務課長補佐 星 正樹 君
学校教育課長補佐 神林 俊之 君
こども課長補佐 岡田 恵子 君
教育総務課副主幹 安藤 正美 君
教育総務課主事 佐野 功次郎 君

14時00分開会

委員長

只今より、平成25年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員は5名全員であります。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項1. 3月市議会定例会一般質問について、2. みつけ検定

について、3. 耳取遺跡発掘調査について、教育部長より説明願います。

教 育 部 長

報告事項1. 3月市議会定例会一般質問について、佐々木、渋谷、重信議員の3名が一般質問を提出しました。

佐々木議員からは、「発達障がいの早期発見・早期対応について」「市立特別支援学校高等部普通学級について」「医療的ケアの必要な子ども達の特別支援学校受け入れについて」の3点について、質問されました。「発達障がいの早期発見・早期対応について」は、今後も「すくすく園児応援チーム」で各園を訪問し発達障害の早期発見に努め、相談支援ファイル「かがやき」を利用拡大しながら、各子どもの状況に応じた対応をしていく旨を回答しました。「市立特別支援学校高等部普通学級について」は、見附特別支援学校に高等部普通学級が新設されることにより、県立特別支援学校へ行けなくなる危惧を懸念されましたが、平成24年度も県立特別支援学校を受験した生徒がいる点を説明し、必要に応じて県教育委員会に働きかける旨を回答しました。また、普通学級における教育目標や教育内容及び教育体制について質問された為、高等部学部目標として「人のためになることを進んで行う」「いろいろな人と交流し、たくさん挑戦する」「元気に働き、生活するために必要な体力や生活習慣を身につける」を掲げており、教育体制としては小学部、中学部、高等部に普通学級、重複学級が完備されることで、一貫性、継続性のある教育課程を編成し、連続12年間（小学校1年～高校3年）を見通した進路指導、就労支援の充実が図れる旨を回答しました。「医療的ケアの必要な子ども達の特別支援学校受け入れについて」は、ケアの必要な子どもを受け入れるには、教員の配置及び医療的ケアを行う看護師の配置が必要になる為、就学支援委員会の審議結果を踏まえ、適正な就学が図れるよう努める旨を回答しました。

渋谷議員からは、「安心安全な道路整備について」質問があった為、平成24

年8月に教育委員会、建設課、見附警察署交通課、新潟県長岡地域振興局担当で合同点検を実施した旨を回答しました。市内8小学校で計34箇所の危険箇所があり、今後必要なハード整備については、各部署の事業内で実施していくとともに、通学路を含めた交通課題については、関係部署職員で構成した「交通課題検討プロジェクトチーム」で必要な検討を行います。

重信議員からは、「学校教育について」「食物アレルギー対策について」「通学路の安全について」の3点について、質問されました。「学校教育について」、児童生徒数の減少に関する質問がされた為、「共創郷育の推進」「地域コミュニティとの連携」「0歳から18歳までの18年教育」を推進し、地域総がかりで教育の質の向上を図ることが大切であるとする旨を回答しました。「食物アレルギー対策について」は、毎年アレルギー調査を実施しており、最もアレルギー該当者の多い「卵」に対応する為、平成25年2月から「代替おかず」を提供する旨を回答しました。「通学路の安全について」は、渋谷議員に対する回答と同様の回答を行いました。

報告事項2. みつけ検定について、第4回みつけ検定を平成25年3月3日(日)に、見附市文化ホール「アルカディア」小ホールにおいて開催しました。「一般の部」受検者が47名、「小学生の部」受検者が10名でした。

報告事項3. 耳取遺跡発掘調査について、安藤副主幹が説明します。

安藤副主幹

(安藤副主幹より、報告事項3. 耳取遺跡発掘調査について、当日配布した資料に基づき、説明を行った。)

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

報告事項1. 3月市議会定例会一般質問について、通学路に関する要望がPTA等から寄せられた場合、「交通課題検討プロジェクトチーム」における検討に反映される仕組みはありますか。

教 育 部 長

通学路を決定する段階で、各学校がPTA、地区等の要望を確認出来る仕組みが出来ており、特に、34箇所の危険箇所については、「交通課題検討プロジェクトチーム」で必要な検討を行います。

委 員 長

他にございませんか。

委 員 長

食物アレルギー対策について、特別対応の必要な児童生徒数を把握していますか。

教 育 部 長

小中学校合計で191名の児童生徒がアレルギーに該当し、このうち約半数が「卵」に関するアレルギーです。このうち、「代替おかず」を必要とする児童生徒数は22名です。

委 員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、次に移ります。

委 員 長

報告事項4. 平成24年度高等学校進学状況（平成25年3月卒業生）について、5. 平成25年度新採用・転入教職員面識会の開催について、学校教育課長

より説明願います。

学校教育課長

(学校教育課長より、報告事項4. 平成24年度高等学校進学状況(平成25年3月卒業生)について、当日配布した資料に基づき、説明を行った。)

報告事項5. 平成25年度新採用・転入教職員面識会の開催について、配布資料に記載した通り、教育委員の皆様からご出席いただきますよう、願います。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、次に移ります。

委員 長

報告事項6. 教育委員会の点検及び評価について、教育部長より説明願います。

教 育 部 長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づき毎年、報告書を作成し、市議会に提出することになっている為、3月21日(木)市議会最終日の総務文教委員会協議会において報告しました。3月26日(火)には評価委員会議を開催し、「評価委員の主な意見」をまとめました。今後、「教育委員会の点検及び評価」シート(案)に評価委員の意見を加筆し、市議会に提出します。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、次に移ります。

委員 長

報告事項 7. 体罰調査について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

(学校教育課長より、報告事項 7. 体罰調査について、当日配布した資料に基づき、説明を行った。)

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、次に移ります。

委員 長

報告事項 8. 庄川保育園閉園式について、こども課長より説明願います。

こども課長

配布資料「見附市立庄川保育園閉園式」をご覧ください。3月25日(月)10時から、庄川保育園にて閉園式を実施しました。次第に記載した通り、久住市長及び久住市議会議長から挨拶をいただき、園児から市長に対し「保育園の鍵を模したオブジェ」や表札の返還が行われました。園児から「ありがとうの言葉」が述べられた後、最後は園児と職員の合唱で締めくくりました。庄川保育園は、平成25年3月現在で園児16名が在籍し、そのうち4名が卒園しました。歴代卒園児の総数は756名となりました。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委員 長

日程第3 議第20号 専決処分について（教職員人事の内申について）、議第21号 専決処分について（職員人事の内申について）、議題とします。

この議案については、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当する為、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委員 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めます。

■ここから非公開審議■

委員 長

それでは、提案理由の説明を教育長にお願いします。

教 育 長

（教育長より、議第20号「専決処分について（教職員人事の内申について）」、議第21号「専決処分について（職員人事の内申について）」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。）

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

委 員 長

ここで、非公開と決定した議第20号及び議第21号の審議が終了しましたので、これより公開審議とします。

委 員 長

議第22号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、議第23号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、議第24号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について、議題とします。学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

議第22号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、新たに田邊康夫氏、小黒知也氏の委嘱をお願いします。また、平成25年度から新設する見附市教育センター科学教育部協力員として、上村貴雄氏の委嘱をお願いします。

議第23号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、平成24年度に引続き、長谷川一夫氏、大高恵美子氏の委嘱をお願いします。

議第24号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について、平成24年度に引続き、伊藤明夫氏の任命をお願いします。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

続いて、議第25号 見附市家庭児童相談員の委嘱について、議題とします。
こども課長に説明を求めます。

こども課長

P12-1をご覧ください。「1 委嘱する者」に記載する3名は、現在、見附市家庭児童相談員として委嘱されている方々であり、平成25年3月で任期満了となります。稲益氏は、三条市の適応指導教室嘱託員、家庭児童相談員をされていた方です。大原氏、高野氏は保育士資格を有しており、家庭児童相談員として適任であることから、任期を更新し、平成25年4月1日～平成27年3月31日まで委嘱するものです。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委 員 長

次に、議第26号 公民館長の任命について、議第27号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について、議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第26号 公民館長の任命について、中央公民館長を除く5地区の公民館長が、平成25年3月31日をもって任期満了となる為、見附市公民館条例第3条の規定に基づき、平成25年4月1日から新たに公民館長を任命するものです(任期3年)。北谷、上北谷公民館の館長は再任であり、その他の館長は新任です。

議第27号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について、現在委嘱している委員が平成25年3月31日で任期満了となる為、「見附市スポーツ推進委員に関する規則」第3条の規定により、現行委員14名を再任するものです。任期は平成25年4月1日～平成27年3月31日まで(2年間)です。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

続いて、議第28号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について、議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部 長

市の機構改革において、教育総務課内にありました「総務企画係」と「管理施設係」を統合し、「総務管理係」としたことによる一部改正です。附則において平成25年4月1日から施行します。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

続いて、議第29号「見附市養育医療措置費負担金徴収規則の制定について」から議第34号「見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部改正について」までの規則、要綱、要領の制定及び改正について、議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども 課 長

議第29号 見附市養育医療措置費負担金徴収規則の制定について、P17を

ご覧ください。養育医療とは、発育が未熟なまま誕生した赤ちゃんの入院養育に必要な医療費の一部を助成する制度であり、助成対象となる未熟児は①出生児の体重が2,000g以下の未熟児②2,000g以上であっても生活力が特に薄弱であり、医師が必要と求めた未熟児です。養育医療を受ける場合、「子どもの医療費助成制度」等で医療機関に支払う入院時一部負担金（1日当たり1,200円）は徴収しませんが、扶養義務者の所得に応じた「自己負担金」を徴収することとなっており、この「自己負担金」を徴収する為に本規則を制定します。附則において施行日を平成25年4月1日とします。

議第30号 見附市未熟児養育事業実施要綱の制定について、P19をご覧ください。議第29号で説明した「未熟児養育事業」を実施する為に必要な事項を「見附市未熟児養育事業実施要綱」として制定するものです。P19の第3条には、対象となる未熟児として「(1) 出生時体重が2,000グラム以下のもの」と「(2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの（ア～オ）」として各症状を規定します。また、養育医療の申請手続き、医療給付等の実施に必要な事項、様式を定めるものです。附則において施行日を平成25年4月1日とします。

議第31号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部改正について、P31をご覧ください。これは、平成25年4月から新潟県単医療助成事業の一部改正が行われることに伴い改正するものです。改正内容は、これまで訪問看護を利用した場合は、一旦受給者が訪問看護費を支払い、後日、申請後に受給者に支給する「償還払い」方式でしたが、これを「現物給付」に改め、訪問介護事業者の一部負担金のみ支払う方法に変更する為、p32「改正案」に記載した通り、「訪問看護の場合は、1日につき 円を支払ってください。」の文言を追加します。また、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に名称変更さ

れることに伴い、P33「助成申請書」に記載する法律名を変更します。附則第1項において、要領の施行日を平成25年4月1日とし、第2項で、当分の間、現行用紙を補正して使用することが出来るものとします。

議第32号 見附市こどもの医療費助成に関する要領の一部改正について、P36をご覧ください。改正理由は2点あり、1点目は、議第31号と同様、新潟県単医療費助成事業の一部改正が行われることに伴う改正です。訪問看護を受けた場合、従来の「償還払い」から「現物給付」に変更する為に文言、様式を改正するものです。P36の新旧対照表に記載した第6条の改正及び、P39以降に記載した様式中の「障害者自立支援法」という法律名を「障害者総合支援法」に改める等の改正です。附則第1項において、この要領の施行日を平成25年4月1日とし、第2項で、当分の間、現行用紙を補正して使用することが出来るものとします。改正理由の2点目は、受給者証の交付期間について事務簡素化を行う為の改正です。現行要領の第3条第2項第1号において、対象児童が満1歳の場合、受給者証の有効期間は満1歳の誕生日の末日までとし、第2号でそれ以外の児童の受給者証の有効期限は毎年3月31日までとし、毎年4月1日に更新することとなっています。一方、有効期限について、この要領とは別に「見附市子どもの医療費助成に関する要綱」第6条に記載があり、通院は小学校就学前まで（18歳未満の子どもが3名以上の世帯は中学校卒業まで）、入院は中学校卒業まで有効であり、「見附市子どもの医療費助成に関する要綱」に定める有効期限に合わせて受給者証を発行することが出来れば、毎年受給者証を発行する事務、経費を削減出来る為、本要領第3第2項の規定を改めるものです。

議第33号 見附市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、P43をご覧ください。この補助金は、幼稚園に就園する保護者に対し、その所得に応じて保育料を補助し、保護者の負担軽減を図るものです。今回、国の

制度改正に伴う文言の修正、国の補助金申請書類に合わせた様式の改正、併せて、事務簡素化を図る為の改正を行います。第2条「補助金交付の範囲」について、対象者を「市内に居住するもの」に限り、対象年齢の表記を「3歳児以上」と改正します。第3条「補助金交付の申請」に添付する書類として、第3号「補助金（変更）交付申請対象児童名簿」を加える等の変更を行います。第5条「減免措置方法の報告」を削除するとともに、「計画変更の承認」、「実績報告」については、今回改正する新様式を添付します。

議第34号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部改正について、P56をご覧ください。子育て応援カードは3年毎に更新することとなっており、平成25年3月でその期間が満了する為、有効期限を平成28年3月31日までに延長する改正（3年延長）であります。附則において、施行日を平成25年4月1日とします。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成25年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委員長

会議録署名委員